

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント
中止等及び市有施設の休館に関する指針」の改正について



ターゲット 3.3

令和2年2月25日
郡山市保健福祉部
保健所総務課
担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」 【2/25 11:50 送信】

2月20日にお知らせした「新型コロナウイルス感染症にかかる市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」について、2月25日、別紙のとおり改正いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針

1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）の不特定多数の参加者による大規模なイベント等は原則中止又は延期とし、開催するイベント等は次のとおりとする。また、市有施設の休館については、次の基準により判断する。

2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等
- (2) 電子会議やネット中継等の代替手段による会議等
- (3) 市政の運営上、緊急を要する会議等
- (4) その他中止又は延期することが市民生活やこおりやま広域圏市町村との関係上、影響のあるイベント等（この場合は開催判断理由を示すこと）

3 市有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

4 イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

① 事前の周知

発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

② 開催時等の対応

- ・ 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ・ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

③ 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間、令和2年3月31日までとする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。